

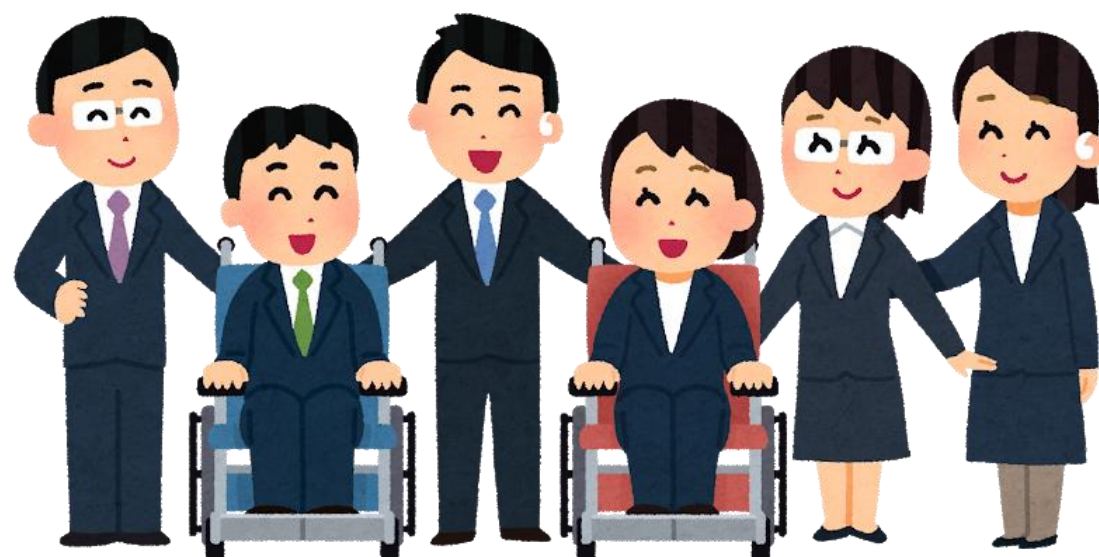
改正施行日：**令和3年3月1日**

# 法改正情報

経営者・人事担当者向け

従業員数**40名～50名の事業所様必見**

障害者雇用促進法の改正  
～法定雇用率の引き上げ～



令和3年3月1日より、障害者雇用促進法が改正され、**障害者法定雇用率が引き上げられることとなりました**

また、本改正により、**法定雇用率が適用される事業所の規模が45.5人以上から、43.5人以上になりました**

これまでギリギリ適用除外だった規模(**43.5人以上45.5人未満**)の事業所はご注意ください

## そもそも

**事業主の皆様には障害者を雇用する責務が法により定められています！**

障害者雇用促進法では第5条にて、障害者の雇用について、以下のような責務が具体的に定められています。

全ての事業主は、障害者の・・・

- ①雇用については、社会連帯である旨留意する
- ②「職業人としての自立」への責務を有する
- ③有する能力を正當に評価する
- ④評価に基づいた適当な雇用の場を与える
- ⑤適切な雇用管理を行い、雇用の安定を図る

- ・障害者雇用促進法の最大の目的は「**障害者の雇用の安定**」です。
- ・この目的を達成するため、国は、大きく**二つの制度**を設けています。

①雇用義務制度

②納付金・調整金制度



## 法の目的を達成するための具体的な制度①

### ～雇用義務制度～

国は一定の規模以上の企業に対し、自社従業員数に対する一定割合以上の障害者を雇用するよう義務付けており、具体的には以下の通りになります。

★令和3年1月現在

民間企業	国、地方公共団体等	都道府県等の教育委員会
2.2%	2.5%	2.4%

## 法の目的を達成するための具体的な制度②

# ～納付金・調整金制度～

国は法定雇用率を達成している事業所、未達の事業所の費用負担の調整を目的として、以下のように納付金を徴収し、また、調整金支給することとしています。

★令和2年12月現在

納付金 (法定雇用率 <b>未達成</b> 企業)	調整金 (法定雇用率 <b>達成</b> 企業)
5万円徴収	2.7万円支給

※ただし、常用従業員数100人以下の規模の事業所は、本制度の適用が猶予されています

# 令和3年3月1日の改正点

雇用義務制度における法定雇用率が  
以下のように変更されます

★令和3年3月1日より

	民間企業	国、地方公共 団体等	都道府県等の 教育委員会
旧	2.2%	2.5%	2.4%
	↓	↓	↓
新	2.3%	2.6%	2.5%

## 雇用義務を守らない場合どうなるの？

主に以下の3つの措置を受けられる可能性があります

- ①納付金が徴収される
- ②ハローワークによる行政指導
- ③違反企業名公表(改善の意思等がみられない場合)

**早めに実効性の高い採用計画を立案しておきましょう**



初回、無料相談を行っております。  
労務に関してなんでもお気軽にお問い合わせ  
ください。

私たち、一般社団法人えがお・ワークラボは、

「顧客の真のニーズを感じ取り、  
誠実に対応すること」

をモットーにお客様に寄り添った支援を行っています！

私たち「一般社団法人えがお・ワークラボ」は、組織の主役であるヒトが仕事観も働き方も自由に選択でき、仕事を通して人生を楽しめるような世の中を目指して各種支援・活動を行っています。  
労務・人事の専門家である社会保険労務士が多数在籍しており、人材開発・教育人材開発・教育、人事評価制度構築、法改正に関する最新情報の発信など、幅広いコンサルティングを手掛けています。